

北海道レクリエーション協会専門委員会規程

第1条 この規程は、北海道レクリエーション協会規約第9条第1項の規定に基づき、専門委員会設置に必要な事項を定める。

第2条 この会の事業を円滑に遂行するため、次の委員会を設置する。

(1) 事業委員会

主催・依頼事業等に関すること。

(2) 組織強化委員会

組織の育成・強化及びレクリエーション団体との連携に関すること。

(3) 人材開発委員会

指導者の養成及び研修に関すること。

(4) 広報委員会

情報提供及び啓発活動に関すること。

(5) 生涯スポーツ推進委員会

生涯スポーツの普及振興に関すること。

(6) 資格審査委員会

レクリエーション・インストラクターの資格審査に関すること。

2 前項に掲げる委員会のほか、理事会の承認を得て、この会の事業を遂行するための委員会を設けることができる。

附則

この規程は、平成6年4月30日から施行する。

この規程は、平成8年4月27日から施行する。

この規程は、平成10年4月25日から施行する。

この規程は、平成12年4月22日から施行する。

この規程は、平成16年4月24日から施行する。

